

# 介護サービス事業者の業務管理体制の整備及び届出について

平成21年5月1日から、介護サービス事業者（以下「事業者」といいます。）には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」といいます。）の数に応じて定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を、国、都道府県又は保険者に、遅滞なく届け出なければなりません。

## 1 事業者が整備しなければならない業務管理体制

（介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の39）

整備の内容 業務管理体制の 内容	業務執行の状況の監査を定期的に実施		
	法令遵守規程（業務が法令に適合することを確保するための規程）の整備		
	法令遵守責任者（法令を遵守するための体制の確保に係る責任者の選任）		
事業所等の数	1以上 20未満	20以上 100未満	100以上

- 事業所の数には、介護予防を含みます。例えば、訪問介護と介護予防訪問介護を併せて行っている事業所は、2とカウントします。
- 介護保険法第71条の規定に基づき、保険医療機関又は保険薬局の指定があったとき、介護保険法の事業所（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）の指定があったとみなされる場合は、事業所の数に含みません。

## 2 届出事項

（介護保険法施行規則第140条の40）

届出事項	対象となる介護サービス事業者
① 事業者の ・名称（法人名） ・主たる事務所（本社・本部）の所在地 ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名 ・事業所等の名称及び所在地	全ての事業者
② 法令遵守責任者の氏名、生年月日等	全ての事業者
③ 「法令遵守規程」の概要	事業所等の数が20以上の事業者
④ 「業務執行の状況の監査」の方法の概要	事業所等の数が100以上の事業者

### 3 届出先

(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の40)

介護保険法の改正により、平成27年4月1日以降、業務管理体制整備の届出先が下記のとおりに変更されましたので御注意ください。

※ 届出先は、事業所等の所在地によって決まるものであり、主たる事務所（本社・本部）の所在地で決まるものでないので、注意してください。

区分	届出先
① 事業所等が3以上的地方厚生局管轄区域に所在する事業者（注）	厚生労働大臣
② 地域密着型サービス事業（介護予防を含む。）のみを行う事業者であって、全ての事業所等が一市町村内に所在する事業者	市町村長（福岡県介護保険広域連合に加入している市町村に所在する事業所等は、福岡県介護保険広域連合）
③ 全ての事業所等が一政令指定都市内に所在する事業者	政令指定都市の市長（北九州市長又は福岡市長）
④ ①～③以外の全ての事業者	都道府県知事（福岡県の場合は、所管の保健福祉（環境）事務所・県庁介護保険課に提出）

（注）事業所等が2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者は、主たる事務所の所在地の都道府県知事が届出先となります。なお、各地方厚生局の管轄区域は、次表のとおりです。

地方厚生局	管轄区域
北海道厚生局	北海道
東北厚生局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東信越厚生局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
東海北陸厚生局	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿厚生局	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国厚生局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州厚生局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

## ◎業務管理体制の整備に係る届出事務の電子化について

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32に基づく業務管理体制の整備に係る届出については、届出書の郵送等により提出をいただいているところですが、厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」が構築され、令和5年3月28日より電子申請等による届出が可能となっておりますのでお知らせします。

なお、届出システムの最初の利用にあたっては、事業者ごとにIDやパスワードの取得が必要になりますのでシステムのログイン画面に掲載の操作マニュアルで確認してください。

届出システムはインターネットで「業務管理体制の整備に関する届出システム」で検索するか、以下URLにアクセスしてください。

<https://www.laecomea.org/laecomea/cmns01/cmns01l1/init.do>

※届出システムログイン画面は↓

### **業務管理体制の整備に関する届出システム**

#### **ログイン**

ユーザIDとパスワードを入力し、ログインボタンをクリックして下さい。

ユーザID	
パスワード	

ログイン

**本システムを初めて利用する介護サービス事業者は始めに下記より手続きを行ってください。**

**1. 紙媒体等での業務管理体制の整備に関する届出をしたことがありAから始まる事業者番号を付与されている介護サービス事業者**

※Aから始まる事業者番号が必要です。事業者番号が不明の介護サービス事業者は、届出をした自治体へお問い合わせください。

**2. 初めて業務管理体制の整備に関する届出を行う介護サービス事業者（新規届出の場合）**

【事業者の方へのお知らせ】

① 運用保守業者へのお問い合わせはメールでのみ対応しております。  
電話による対応は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。

② お問い合わせいただいている内容に関しては順次対応しております。  
ご不便おかけしますが、回答をお待ちいただきたく存じます。

③ 操作方法については操作マニュアルをご確認ください。  
操作マニュアルのダウンロードは[こちら](#)

④ 業務管理体制の整備に関する届出をすでに紙媒体等で行っており、  
変更内容がない場合、届出は不要ですのでご確認ください。

⑤ なお、届出内容または届出先に変更がある場合には、本システムにログイン後、  
メニューの届出事項変更または届出先区分変更から届出を行ってください。

⑥ 届出先の行政機関については[こちら](#)をご確認ください。

⑦ 本システムに関する連絡先・質問票・よくあるQ & Aは[こちら](#)